

〈目 次〉

ページ

＜様式＞

Ⅱ－１－４－３	別紙様式１－１（不祥事件等の報告（信用事業非実施組合））…	１
	別紙様式１－２（不祥事件等の報告（信用事業実施組合））……	２
Ⅱ－２－１－２	別紙様式２（自己資本基準等改善状況の報告）……………	５
Ⅲ－１－２－３	別紙様式３（検査指摘事項に対する改善状況等の報告）……………	８
Ⅲ－２－１－１－１	別紙様式４（組合設立の認可）……………	９
Ⅲ－２－１－１－１	別紙様式５（組合の定款変更の認可）……………	１０
Ⅲ－２－１－１－１	別紙様式６（組合の定款変更の届出）……………	１１
Ⅲ－２－１－１－１	別紙様式７（組合解散の認可）……………	１２
Ⅲ－２－１－１－１	別紙様式８（組合解散の届出）……………	１３
Ⅲ－２－１－３－３	別紙様式９（新設合併の認可）……………	１４
Ⅲ－２－１－３－３	別紙様式１０（吸収合併の認可）……………	１５
Ⅲ－２－１－３－３	別紙様式１１（吸収合併の認可（法第６９条の２に定める 合併手続を行う場合））……	１６
Ⅲ－２－４－５	別紙様式１２－１（子会社等財務報告書・組合報告用）……………	１７
Ⅲ－２－４－５	別紙様式１２－２（子会社等管理状況報告書・組合報告用）……………	１８

＜参考・記載例＞

Ⅲ－２－１－３－２	別紙記載例（固定した債権の償却に関する方策）……………	１９
-----------	-----------------------------	----

Ⅱ－１－４－３ 別紙様式１－１（不祥事件等の報告（信用事業非実施組合））

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○○○○
【都道府県知事 ○○○○】 殿

住 所
○○○○組合（連合会）
代表理事組合長（代表理事会長） ○○○○

不祥事件等届出書

○○組合（連合会）において不祥事件等が発生したので、水産業協同組合法第126条第1号及び水産業協同組合法施行規則第224条第1項第17号の規定に基づき、別紙のとおり届け出ます。

Ⅱ－１－４－３ 別紙様式１－２（不祥事件等の報告（信用事業実施組合））

番 号
年 月 日

都道府県知事 ○○○○ 殿

住 所
○○○○組合（連合会）
代表理事組合長（代表理事会長） ○○○○

不祥事件等届出書

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成５年大蔵省・農林水産省令第２号）第
51条第１項第17号の規定に基づき、別紙のとおり届け出ます。

(別紙)

不祥事件の概要

(第 報)

(年 月 日現在)

1 都道府県名			2 組合名			3 当初報告	年 月 日	
4 発生した部門			5 不祥事件の種類			6 当事者の地位		
7 特徴等の 経営上の	ア 組合員数 正 イ 役員数 理事 監事		ウ 職員数 (うち信用部門) エ 貯金		オ 貸付金 カ 販売取扱高 キ 資本			
8 行われた 不祥事件の 時期	自 年 月 至 年 月 期間 年 月		9 経過 概要					
10 当事者	ア 職 名	イ 氏 名	ウ 性 別	エ 年 齢	オ 組合等(前身 団体を含む。) 在職年数	カ 行、私 的、環、他 その他		
11 原因 動機			12 利用 した手口	13 隠ぺいのため 特にとつた と思われる手段				
14 発覚の 時期等	ア 発覚の 年 月		ウ 不祥事件の発生から発覚までの期間における行政庁検査、連合会監査、 監事監査、内部検査の実施状況					
	年 月		行政庁検査		連合会監査		監事監査	
	イ 発生から アまでの 期間		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	年 月							
15 発覚の端緒 (該当に○印)	ア 行政庁の検査		イ 連合会監査		ウ 監事監査		エ 内部検査	
	オ 警察の調査		カ 投書・電話		キ 役職員の発見		ク その他 ()	
16 事後 措置等	組合のとった措置		17 被害 状況	被害額 (A) 千円	補填額又は補填見込額 (B) 千円		実被害額 (A - B) 千円	
	(ア) 当事者に対する処分		被害 状 況		当事者			
	(イ) その他				親 戚			
					保 証 人			
					役 員			
					職 員			
	ウ司法の措置該当に○印	起訴	有 ・ 無	年 月				
		判決	有罪・無罪	年 月				
		罪名						

1 8 再発防止策等

コンプライアンス・マニュアル策定の有無	有 ・ 無
コンプライアンス規定策定の有無	有 ・ 無
不祥事対応・防止マニュアル策定の有無	有 ・ 無
連続職場離脱の実施の有無 (「有」の場合：実施割合(実施者数/職員数))	有 ・ 無 (/)
不祥事件等が防げなかった管理上の問題点	(未然に防げなかった組合の問題点を記入する。)
講じた再発防止策	(発生原因を踏まえ、直ちに実施した再発防止策を具体的に記入する。また、再発した組合については、何故前回策定した再発防止策が有効に機能しなかったのか、反省点を含めて記入する。)
講じる再発防止策	(発生原因を踏まえ、今後講じていく再発防止策を具体的に記入する。)
上記再発防止策の履行状況を確認するための手段	(上記再発防止策の履行状況をチェックするけん制体制(ダブルチェック)を具体的に記入する。また、再発した組合については、前回の再発防止策の履行状況についても記入する。)

1 9 超過理由

行政庁への報告年月日 (報告遅延理由)	年 月 日 (行政庁への報告が不祥事件等の発覚した日から1ヶ月を超えている場合(施行規則第224条第5項に違反する場合)は報告遅延理由を記入する。)
------------------------	---

注1：第1報は、不祥事件等の発生を知った時点で知り得る範囲の情報を速やかに、本様式に記入して報告すること。

また、発生原因(調査・解明部署が行った調査結果を含む。)、被害状況、当事者等への処分及び再発防止策については確定次第、第2報等として、速やかに再報告すること。

なお、報告した内容に未定事項がある場合、追加事項がある場合又は変更事項がある場合は、確定次第速やかに再報告すること。

注2：第2報以降、追加で記述した部分はアンダーラインを付すこと。

注3：19「超過理由」については、行政庁への報告が不祥事件等の発覚した日から1ヶ月を超えている場合のみ記載すること。

Ⅱ－２－１－２ 別紙様式２（自己資本基準等改善状況の報告）

農林水産大臣 ○○○○ 都道府県知事 ○○○○ ○○組合（連合会） 代表理事組合長（代表理事会長） 氏 名 財務改善計画の報告について 年 月 日付け（番号）をもって通知のあった標記の件について、別添のとおり改善計画を策定しましたので報告致します。	番 号 年 月 日
---	-----------------------------------

（別添）

財 務 改 善 計 画 書

○○組合（連合会）

１．財務の状況及び改善目標年度

（単位：円）

	金 額	解 消 年 度
自 己 資 本 基 準（施行令第１９条）	不足額 ▲	○○年度
他 部 門 運 用 基 準（施行令第２０条）	超過額	○○年度

注１：自己資本基準不足額は２．⑨（直近年度末の数値）と一致する。

注２：他部門運用基準超過額は２．⑫（直近年度末の数値）と一致する。

２．改善目標（総括表）

（単位：％、円）

	○○年度末 現在	○○年度末		○○年度末 （解消）
自己資本の額 ①				
固定資産の額（減価償却累計額を除く） ②				
固定資産取得等のための借入金 ③				
土地の再評価差額相当額 ④				
規制対象固定資産の額（②－③－④）＝⑤				
外部出資の額（外部出資等損失引当金を除く） ⑥				
うち系統・基金協会出資金の額 ⑦				
規制対象外部出資の額（⑥－⑦）＝⑧				
自己資本不足額（①－⑤－⑧）＝⑨				
比率（①／（⑤＋⑧）×１００）＝⑩				
他部門運用額 ⑪				
他部門運用超過額（⑪－①）＝⑫				
他部門運用比率（⑪／①×１００）＝⑬				

3. 財務改善計画

(1) 自己資本増強計画

① 取組方針

② 資本調達計画

(単位：円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	合 計
当年度出資金増加額					
本出資金増加額					
うち後配出資					
回転出資金増加額					
回転出資金減少額 (▲)					
非累積的永久優先出資増加額					
内部留保増加額					
当年度増加額計					
期末自己資本額					

注：期末自己資本額は2. ①の額と一致する。

(2) 固定資産取得・処分計画

① 取組方針

② 取得・処分計画

(単位：円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	〇〇年度 (解消)
固定資産取得額					
取得予定施設内訳					
固定資産処分額					
処分予定施設内訳					
償却額 (無形の直接償却含む)					
期末固定資産額					

注：期末固定資産額は2. ②の額と一致する。

(3) 資金調達・償還計画

① 取組方針

② 借入・償還計画

総括表

(単位：円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	合 計
期首借入金残高					
借入額					
償還額					
期末借入金残高					

注1：水産業協同組合法施行規則第204条第2項で規定する借入金を記入する。

注2：期末借入金残高の額は2. ③の額と一致する。

(うち〇〇資金又は〇〇からの借入)

(単位：円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	合 計
期首借入金残高					
借入額					
償還額					
期末借入金残高					

注：資金種類（系統資金、近代化資金、公庫資金、その他金融機関等）ごとに作成する。

(4) 外部出資の出資・引揚計画

① 取組方針

② 出資・引揚計画

(単位：円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)
外部出資増加額				
出資先内訳				
外部出資引揚額				
出資先内訳				
償却・引当額				
期末外部出資額				
うち系統・基金協会出資金額				
期末規制対象外部出資額				

注１：期末外部出資額は２．⑥の額と一致する。

注２：うち系統・基金協会出資金額は２．⑦の額と一致する。

注３：期末規制対象外部出資額は２．⑧の額と一致する。

(5) 他部門運用解消計画

① 取組方針

② 解消計画

(単位：円)

	〇〇年度 (直近)	〇〇年度		〇〇年度 (解消)	〇〇年度 (解消)
期首他部門運用超過額					
当期解消額 (▲)					
内訳					
期末他部門運用超過額					

注：期末他部門運用超過額は２．⑫の額と一致する。

(記載上の注意)

信用事業を行わない組合及び信用事業を行う組合で他部門運用額が基準を超過しない組合については、３．(5)を省略し、信用事業を行う組合で他部門運用額の基準のみ超過している組合については、３．(2)～(4)を省略する（省略した場合は３．(5)を３．(2)とする。）。

Ⅲ－１－２－３ 別紙様式３（検査指摘事項に対する改善状況等の報告）

番 号

住 所
〇〇〇組合（連合会）
代表理事組合長（代表理事会長） 〇〇〇〇

検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

年 月 日を検査基準日として、貴組合（連合会）を検査した結果を
年 月 日付け〇〇第 号で通知したところであるが、通知した事項の事実認識、発生原因分析及び改善・対応策（注）について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第1項の規定に基づき報告を求めるので、年 月 日までに報告されたい。

なお、この処分について不服のあるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に農林水産大臣【都道府県知事】に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国【都道府県】を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

年 月 日

農林水産大臣 〇〇〇〇
【都道府県知事 〇〇〇〇】

※ 【 】は、都道府県知事が処分を行う場合。

（リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること）

（注）リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。

Ⅲ－２－１－１－１ 別紙様式４（組合設立の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○○○○
【都道府県知事 ○○○○】 殿

発起人 住 所
代表者 氏 名

設立認可申請書

水産業協同組合法（（第92条第4項、第96条第4項又は第100条第4項）において準用する）第63条第1項の規定により、○○○○組合（連合会）の設立の認可を申請します。

記

設立しようとする組合の住所及び名称

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款
- 3 事業計画
- 4 設立経過報告書
- 5 法第59条（第90条又は第99条）に規定する発起人会の開催に関する書類
（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類）
- 6 法（（第92条第4項、第96条第4項又は第100条第4項）において準用する）第60条に規定する設立準備会の開催手続に関する書類
（設立目論見書、設立準備会公告の写し）
- 7 法（（第92条第4項、第96条第4項又は第100条第4項）において準用する）第61条に規定する設立準備会の開催に関する書類
（定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し）
- 8 法（（第92条第4項、第96条第4項又は第100条第4項）において準用する）第62条に規定する創立総会の開催に関する書類
（創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録（謄本））
- 9 その他必要な書類
（組合員たる資格を有する者の設立同意書綴り、役員就任承諾書の写し等）

Ⅲ－２－１－１－１ 別紙様式５（組合の定款変更の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○○○○
【都道府県知事 ○○○○】 殿

住 所
○○○○組合（連合会）
代表理事組合長（代表理事会長） ○○○○

定款変更認可申請書

年 月 日開催の総会（又は総代会）において、定款変更の決議を行ったので、水産業協同組合法（（第92条第3項、第96条第3項又は第100条第3項）において準用する）第48条第2項の規定に基づき、定款変更の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款変更条文新旧対照表
- 3 定款変更の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 4 定款全文（現行のもの）
- 5 その他必要な書類（事業計画書、総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

Ⅲ－２－１－１－１ 別紙様式６（組合の定款変更の届出）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○○○○
【都道府県知事 ○○○○】 殿

住 所
○○○○組合（連合会）
代表理事組合長（代表理事会長） ○○○○

定款変更届

年 月 日開催の総会（又は総代会）において、定款変更の決議を行ったので、水産業協同組合法（（第92条第3項、第96条第3項又は第100条第3項）において準用する）第48条第4項の規定に基づき、定款の変更を届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款変更条文新旧対照表
- 3 定款変更の決議をした総会（総代会）の議事録（謄本）
- 4 定款全文（現行のもの）
- 5 その他必要な書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

Ⅲ－２－１－１－１ 別紙様式 7（組合解散の認可）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○○○○
【都道府県知事 ○○○○】 殿

住 所
○○○○組合（連合会）
代表理事組合長（代表理事会長） ○○○○

解散認可申請書

年 月 日開催の総会において、解散の決議を行ったので、水産業協同組
合法第68条第2項（第96条第5項において準用する第68条第2項、第91条第2項又は第1
00条第5項において準用する第91条第2項）の規定に基づき、解散の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 解散を決議した総会の議事録の謄本
- 3 清算人名簿
- 4 その他必要な書類

Ⅲ－２－１－１－１ 別紙様式８（組合解散の届出）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○○○○
【都道府県知事 ○○○○】 殿

住 所
○○○○組合（連合会）
代表理事組合長（代表理事会長） ○○○○

解散届出書

年 月 日開催の総会において、解散の決議を行ったので、水産業協同組合法第68条第4項（第96条第5項において準用する第68条第4項、第91条第4項又は第100条第5項において準用する第91条第4項）の規定により届出を行います。

（添付書類）

- 1 解散を決議した総会の議事録の謄本
- 2 解散の登記に係る登記事項証明書
- 3 その他必要な書類

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○○○○
【都道府県知事 ○○○○】 殿

発起人 住 所
代表者名 ○○○○

新設合併認可申請書

水産業協同組合法（（第92条第5項、第96条第5項又は第100条第5項）において準用する）第69条第2項の規定により○○○○組合（連合会）と○○○○組合（連合会）との合併により、新たに○○○○組合（連合会）を設立するので、合併の認可を申請します。

記

- 1 設立しようとする組合（連合会）の住所及び名称
- 2 合併する組合（連合会）の住所及び名称

（添付書類）

- 1 合併の理由書
- 2 合併を決議した総会の議事録（謄本）
- 3 合併契約書及び覚書（謄本）
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）（最終事業年度がない場合にあっては合併をする組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録））
- 5 法第69条第4項において準用する法第53条第2項又は第3項及び第54条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 7 法第70条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録（謄本）
- 8 合併経過を記載した書面
- 9 施行規則第210条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 10 その他必要な書類（総会招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○○○○
【都道府県知事 ○○○○】 殿

合併後存続する組合 住 所
○○○○組 合（連合会）
代表理事 ○○○○

合併により解散する組合 住 所
○○○○組 合（連合会）
代表理事 ○○○○

吸収合併認可申請書

水産業協同組合法（（第92条第5項、第96条第5項又は第100条第5項）において準用する）第69条第2項の規定により、○○○○組合（連合会）と○○○○組合（連合会）との合併の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 合併の理由書
- 2 合併を決議した総会の議事録（謄本）
- 3 合併契約書及び覚書（謄本）
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）（最終事業年度がない場合にあっては合併をする組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録））
- 5 法第69条第4項において準用する法第53条第2項又は第3項及び第54条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 6 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 7 合併経過を記載した書面
- 8 施行規則第210条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 9 その他必要な書類（総会招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 ○○○○
【都道府県知事 ○○○○】 殿

合併後存続する組合 住 所
○○○○組 合（連合会）
代表理事 ○○○○

合併により解散する組合 住 所
○○○○組 合（連合会）
代表理事 ○○○○

吸収合併認可申請書

水産業協同組合法（（第92条第5項、第96条第5項又は第100条第5項）において準用する）第69条第2項の規定により、○○○○組合（連合会）と○○○○組合（連合会）との合併の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 合併の理由書
- 2 合併によって消滅する出資組合が合併を決議した総会の議事録（謄本）
- 3 合併後存続する出資組合が合併の方針を決議した総会又は理事会（法第34条の2の組合にあっては経営管理委員会）の議事録（謄本）
- 4 合併契約書及び覚書（謄本）
- 5 最終事業年度に係る貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録）（最終事業年度がない場合にあっては合併をする組合の成立の日における貸借対照表（非出資組合にあっては財産目録））
- 6 法第69条第4項において準用する法第53条第2項及び第54条第1項又は第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 7 合併後存続する出資組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- 8 合併経過を記載した書面
- 9 合併により消滅する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の数が合併後存続する出資組合の総組合員（准組合員を除く。）の数の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えていないことを証する書面
- 10 合併後存続する出資組合の総組合員の6分の1以上の組合員（准組合員を除く。）が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- 11 施行規則第210条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- 12 その他必要な書類（総会招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

[記入例]

子 会 社 等 財 務 報 告 書

〇 〇 〇 〇 組 合 (連 合 会)

1. 子会社等の概要

子会社等の名称	連結対象	法人の形態	業種区分	設立等事由	保有議決権割合					会社の役員数		財産状態						損益状況			剰余金の配当状況	設立年月日	備考								
	連結の範囲				当組合保有分	組合の子会社及び子法人等保有分	他の組合保有分	その他	計	うち組合出身の役員・使用人の数	(人)	(人)	資産計		負債計		資本計		当期売上高	経常利益	当期純利益			配当額							
													(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(人)							(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
水産株式会社	○		ロ	D	2	35.0	45.0	0.0	20.0	100.0	10	7	1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	△ 12,000	△ 19,200	2,021	S55.10.1								
計													1,285,400	211,800	1,039,600	393,900	245,800	20,000	8,567,000	△ 12,000	△ 19,200	2,021									

2. 記入上の留意点

- ① 「事業年度」は、前年4月1日から当年3月31日の間に終了した事業年度について記入する。
② 期間内に設立し、事業年度が終了していない場合は、3月31日現在で可能な範囲で記入する。
③ 「連結対象」は、連結の範囲の法人か、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人かいずれかに○を記入する。
④ 「業種区分」は、主たるものを4から選択し、記号で記入する。
⑤ 「設立等事由」は、5から選択し、記号で記入。「その他」の場合には、備考欄に具体的に記入する。
⑥ 「財産状態」は、貸借対照表をもとに作成する。
⑦ 「損益状況」は、損益計算書をもとに作成する。
⑧ 「剰余金の配当状況」は、株主資本等変動計算書に注記された当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当額を記入する。

5. 設立等事由

区分	事由
1	組合と就業形態が異なり、統一的労務管理が困難なため
2	高度な専門知識又は特殊な技能を必要とするため
3	他の組合又は連合会と共同して事業を行うため
4	地方公共団体(独立行政法人を含む。)と共同して事業を行うため
5	その他(上記のいずれにも該当しないもの。具体的に6の特記事項に記入。)

6. 特記事項(作成上の前提等を記入する。)

3. 法人の形態

区分	法人の形態
イ	子会社
ロ	子法人等(子会社を除く。)
ハ	関連法人等

4. 業種区分

区分	業種
A	信用事業(信用事業子会社に該当するもの。)
B	共済事業(共済事業子会社に該当するもの。)
C	石油供給(D、Eを除く。)
D	資材類供給(C、Eを除く。)
E	生活物資供給(C、Dを除く。)
F	販売事業
G	加工事業
H	製氷・冷凍冷蔵事業
I	自営事業
J	リース事業
K	不動産事業
L	旅行事業
M	福祉事業
N	葬祭業
O	運送・輸送業
P	その他(上記のいずれにも該当しないもの。具体的に1の備考欄に記入。)

[記入例]

子 会 社 等 管 理 状 況 報 告 書

〇〇〇〇組合（連合会）

子 会 社 等 の 名 称	管 理 ・ 運 営 の 基 本 方 針		子 会 社 等 の 管 理 業 務 の 所 管		理事会（経営管理委員会を置く組合にあつては、 理事会及び経営管理委員会）への報告			監 査 （関連法人等 を除く。）	備 考
	組合の中長期的な経営計画及び経営戦略の中での子会社等の位置付け及び役割の明確化の有無	子会社等における経営計画及び経営戦略の策定の有無	子 会 社 等 の 管 理 部 門	子 会 社 等 管理規程の有無	子 会 社 等 決 算 概 況	子 会 社 等 事業実績の有無	その他理事会が指示した事項		
水 産 株 式 会 社	有	有	〇 〇 部	有	有	無	有	有	

※ 記入上の留意点

- ① 調査時点は、当該調査年度の４月１日とする。
- ② 各項目には、「有」又は「無」のいずれかを記入する。
- ③ 「子会社等の管理部門」は、具体的な管理部門の名称を記入する。管理部門がない場合には空欄のままにする。

Ⅲ－２－１－３－２ 別紙記載例（固定した債権の償却に関する方策）

固定した債権の償却に関する方策（記載例）

1 基本的合意事項

今回合併する〇〇組合、〇〇組合及び〇〇組合においてそれぞれが有する貸付金等の債権のうち、弁済期限到来後一年を経過しその間に元本及び利息の支払いがない等の固定した債権で、合併期日までに損害の額が確定しないため合併前に償却できないものについては、合併参加〇組合が合意の上合併組合に引き継ぐこととし、合併組合は、合併後の組合の財務の健全化を図るため、一定期間内に計画的に引継ぎを受けた固定した債権の回収・償却を行うこととする。

2 合併組合に引き継がれる固定した債権

（１）合併組合に引き継がれる固定した債権の総額は、〇〇百万円である。

（２）上記の固定した債権のうち、制度保証、金融機関保証等確実な保証のあるもので、最終の回収に懸念がない債権額は、〇〇百万円である。

内 訳

債権の種類	総 額	うち確実な保証のある債権額	備 考
信用事業貸付金			
〇〇〇〇			
合 計			

3 合併組合に引き継がれる貸倒引当金等

合併組合に引き継がれる貸倒引当金等の額は〇〇〇百万円であり、その内訳は以下のとおりである。

内 訳

科 目	総 額	備 考
貸倒引当金		
〇〇積立金		
〇〇〇〇		

合	計	

(注) ○○積立金は、合併日前1年以内に終了した事業年度に係る剰余金処分によって積み立てられた金額に相当する額である。

4 固定した債権の償却等に関する計画

(1) 償却等の方針

- ① 固定した債権の回収は、担保処分等により合併後5年間を目途に計画的に行う。
- ② 固定した債権うち組合員の営漁に係る部分については、漁業継続の可能性の有無等について十分に検討した上で上記回収を行う。
- ③ 回収不能が明らかになった債権額については、貸倒償却を行うものとし、当該期間内に損害の確定しないものについては債権償却特別勘定の設定により間接償却を行う。

(2) 固定した債権の償却財源

固定した債権の償却財源は、①引き継いだ貸倒引当金等の取崩し、②毎事業年度の収益、③その他の財源等をもって充てる。

(3) 執行体制等

- ① 合併組合において固定した債権の整理を行う担当部署は○○課とし、○人の職員を配置する。
- ② 固定した債権の回収・償却状況等については、定期的に理事会に報告する。

(4) 償却等の計画

区 分	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
債権の確認及び整理方法の検討	← →				
回収の手續きに着手	← ————— →				
債権償却特別勘定による間接償却		← ————— →			
確定損害額の貸倒償却			← ————— →		

5 その他必要な事項